

平 成 24 年 度

穴 粟 市 各 会 計 決 算 に 基 づ く
健 全 化 判 斷 比 率 等 審 査 意 見 書

穴 粟 市 監 査 委 員

平成 24 年度宍粟市各会計決算に基づく 健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の期間

平成 25 年 7 月 25 日～平成 25 年 8 月 19 日

2 審査の対象

平成 24 年度一般会計及び特別会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係諸帳簿等との照合並びに関係職員から説明を聴取し審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率

(単位：%)

区分	平成 24 年度	平成 23 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.76	20.0
連結実質赤字比率	—	—	17.76	30.0
実質公債費比率	18.2	19.9	25.0	35.0
将来負担比率	169.6	180.7	350.0	

資金不足比率

(単位：%)

区分	平成 24 年度	平成 23 年度	経営健全化基準
法適用	水道事業特別会計	—	—
法適用	病院事業特別会計	—	—
法適用	農業共済事業特別会計	—	—
法非適用	簡易水道事業特別会計	—	—
法非適用	下水道事業特別会計	—	—
法非適用	農業集落排水事業特別会計	—	—

※早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準は平成 24 年度における基準である。

健全化判断比率算定期

区 分	比 率(%)	算 定		式
		普通会計（一般会計+鷹巣診療所特別会計）の実質赤字額	標準財政規模	
実 質 赤 字 比 率	-	$(\text{イ十口}) - (\text{ハ十二}) = \text{標準財政規模}$	$= 15,301,781$	$= \Delta 4.57$
連 結 実 質 赤 字 比 率	-	$(\text{イ十口}) - (\text{ハ十二}) = \text{標準財政規模}$	$= 15,301,781$	$= \Delta 15.88\%$
実 質 公 債 費 比 率	18.2	$(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金})$ $= (\text{平成22年度} : 20,25966 + \text{平成23年度} : 19,06004 + \text{平成24年度} : 15,36180) / 3 = 18.2$	の3ヵ年平均	
将 来 負 担 比 率	169.6	$\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金额} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高})$ $= \text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}$	$= 70,065,612 - (5,173,894 + 2,828,879 + 41,895,018)$ $= 15,301,781 - 3,414,166$	$= 169.6\%$
資 金 不 足 比 率	-	公 员 企 業 ご と の 資 金 の 不 足 額	各公営企業会計の資金不足額	
		①水道 ▲1,071,404 ②病院 ▲483,359 ③農業共済 ▲65,025 ④簡水 ▲1,085 ⑤下水 ▲1,008 ⑥集落排水 ▲541		

※一般会計・鷹巣診療所会計とも実質黒字のため▲で表示している。

※全ての公営企業会計で資金不足を生じていないため▲で表示している。

①実質赤字比率

普通会計（一般会計、鷹巣診療所特別会計）ベースにおける実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、平成 23 年度及び平成 24 年度ともに赤字額が生じていないことから「一」で表示しており、平成 24 年度における早期健全化基準の 12.76%を下回っている。

②連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計、8 特別会計、3 公営企業会計）を合わせた赤字額が標準財政規模に占める割合で、平成 23 年度及び平成 24 年度ともに赤字額が生じていないことから「一」で表示しており、平成 24 年度における早期健全化基準の 17.76%を下回っている。

③実質公債費比率

一般会計の元利償還金、公営企業等に係る一般会計からの繰出金及び構成市町となっている一部事務組合に係る経費負担のうち元利償還金に充てられた額等の合計額が、標準財政規模（償還金等及び標準財政規模とともに元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は除く）に占める割合で、平成 24 年度は 18.2%となっており前年度より 1.7 ポイント減少した。早期健全化基準 25.0%は下回っているが、地方債発行が県への協議制から許可制となる 18.0% を 0.2 ポイント上回っている。

④将来負担比率

一般会計における地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、企業会計等における地方債残高のうち一般会計からの繰出見込額、一部事務組合に係る負担見込額、退職手当負担見込額の合計額が、標準財政規模（将来負担額及び標準財政規模ともに交付税に算入される額等は除く）に占める割合で、平成 24 年度は 169.6%となっており前年度より 11.1 ポイント減少した。平成 24 年度における早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

⑤資金不足比率

各公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合で、平成 23 年度及び平成 24 年度ともに全ての公営企業会計で資金不足額が生じていないことから「一」で表示しており、平成 24 年度における早期健全化基準の 20.0%を下回っている。

(2)個別意見

①連結実質赤字比率について

全ての会計において赤字額は発生していないが、病院事業特別会計において単年度経常収支は3億8,360万円の損失額を計上しており、内部留保資金により補填している。病院経営については、平成20年度に策定された「病院改革プラン」に基づく病床稼働率の改善による医業収入の増収、経費節減等を引き続き図り、課題である医師及び看護師の確保とともに経営の改善に努められたい。

②実質公債費比率について

実質公債費比率は前年度と比較して1.7ポイント減少し、早期健全化基準以下となっているものの、地方債許可団体となる18.0%を上回っている。

現状は、平成22年度以降の繰上償還等により平成25年度末には目標より2年前倒しで18.0%を下回る予定で推移しており改善の兆しがみえるところである。

しかしながら、今後は、公営企業および一部事務組合に対する償還費相当分繰出の増加が予想されることから、更なる財政の健全化と比率の抑制を図るべく適正有利な地方債発行を図るとともに、民間資金の繰上償還等により実質公債費比率の低減に努められたい。

③将来負担比率について

将来負担比率は前年度と比較すると、11.1ポイント減少し、早期健全化基準以下となっている。

平成24年度末の将来負担額の総額は700億6,561万円で、その内普通会計における地方債現在高は327億7,156万円、公営企業債等に係る繰出金及び組合負担等見込額は328億6,637万円で起債償還に係るものが全体の93.7%を占めている。

将来負担額の内、充当可能な基金、公営住宅家賃や地域生活排水施設（コミュニティプラント）使用料等の特定財源、地方債償還財源として交付税算入される額を除く一般財源負担額は201億6,782万円で、平成23年度より12億7,880万円の減となっている。これも、将来負担比率が減少したことの要因である。

今後も、財政健全化計画に基づき将来負担の軽減に努められたい。

④資金不足比率について

各公営企業とも資金不足を生じていないが、病院事業特別会計においての内部留保資金は、年々減少傾向にあり、平成24年度は4億8,336万円と前年度より2億5,108万円（対前年比△34.2%）減少している。この状況が続くと将来、資金不足も懸念されるため一層の経営改善に努められたい。